

暮らしのお知らせ

結果を公表します

令和4年度の財政指標

令和4年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率を公表します(左表)。

この指標は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体の財政が悪化した場合に早期に是正することを目的

的に設けられています。

早期健全化基準を超える、財政健全化計画を策定するなど、財政運営上の制約を受けることになります。

本市は、どの指標も早期健全化基準を下回り、財政の健全性が確

健全化判断比率

(単位：%)

財政指標の名称	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.49	20.00
連結実質赤字比率	—	16.49	30.00
実質公債費比率	9.3	25.0	35.0
将来負担比率	90.1	350.0	—

※「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、黒字の場合は「—」の表記

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
公設地方卸売市場特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

※資金不足とならない場合は「—」の表記

保されています。

財政指標の概要

○実質赤字比率…一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○連結実質赤字比率…全会計を対象とした実質赤字または資金不足額の標準財政規模に対する比率

○実質公債費比率…一般会計などが負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

○将来負担比率…一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

○資金不足比率…公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示します。

令和4年度決算の概要は、広報なした12月1日号に掲載する予定です。

※くわしくは財政課 ☎20・1512へ。

事業主は申請を

雇用促進奨励金

市では、障がい者や高齢者などを雇用した事業主に奨励金を支給しています。

対象は市内に事業所があり、次のいずれかに当てはまる市内在住の人を常用労働者として雇用した事業主(①～④)は公共職業安定所の紹介で雇用した場合に限る)

- ① 60歳以上の人
 - ② 障がいのある人
 - ③ 20歳未満の子や障がいのある子を扶養する母子家庭の母と父子家庭の父
 - ④ 精神・身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている配偶者を扶養する人
 - ⑤ 自己の事業所(定年を65歳以上に定めている事業所に限る)に10年以上勤務した定年退職者
- 奨励金の額(1人当たり) 月額1万7,000円(重度の障がいのある人は2万2,000円)
- 助成期間 雇用した翌月から12カ月(重度の障がいのある人は18

カ月)

申請期限 9月29日(金)

※くわしくは商工課 ☎20・1622へ。

豊住小学校で学びませんか

小規模特認校

小規模特認校とは、地域の特性を生かした活動や、ほかの学校にはない特色ある教育を行う学校で、一定の条件を満たすことで市内全域から入学・転入学できます。

豊住小学校では次のような教育を取り入れ、さらなる活性化を図っています。

- 地域と連携した体験学習の充実
- 外国人英語講師(ALT)を活用した英語教育の充実
- 遠隔地の学校と交流学習を行うなどのICT教育の推進

入学・転入学を希望する場合は

学務課(市役所5階)へ相談してください。学校見学や入学までの手続きなどのくわしい説明を行います。

※くわしくは同課 ☎20・1581へ。

法の日と公証週間

無料法律相談

毎年10月1日は「法の日」、10月1日～7日は「公証週間」です。
これに合わせて、無料相談会を行います。

司法書士法律相談

日時 10月3日(火) 午前10時～午後3時

会場 市役所2階202会議室

内容 不動産・法人の登記、簡易裁判所訴訟、自己破産、債務整理、成年後見など

問い合わせ先 千葉司法書士会

倉支部・白井さん ☎043・488・4633

公証相談

日時 10月6日(金) 午前9時～正午
会場 法務局佐倉支局

相談員 成田公証役場公証人

内容 公正証書(遺言・任意後見契約・離婚に関する契約・私文書の認証など)の作成について

問い合わせ先 成田公証役場 ☎22・1035

※電話での相談はできません。相談を希望する人は当口直接会場へ。くわしくは各問い合せ先へ。

利用状況を確認します

固定資産に関する調査

市では、固定資産の適正な評価のため、土地の利用状況などの現地調査を行っています。

12月27日(水)までの調査期間中は、市が委託した調査事業者が固定資産の利用状況を道路から確認します。調査員は腕章を着用し、調査員証を携帯しています。

調査範囲 市内全域(下総・大栄)

地区を除く)

調査事業者(株)ゼンリン

※くわしくは資産税課 ☎20・1514へ。

申請は期限内に

指定学校変更

区域外就学

市立学校の通学区域(学区)は住所地によって定められていて、自由に学校を選択することはできません。ただし、事情がある場合には、保護者の申し出により指定学校変更や区域外就学が可能な場合があります。

指定学校変更 市内に住む児童・生徒に対して定められた学区以外の市立学校への通学を認める
区域外就学 市外に住む児童・生徒に対して、本市の市立学校への通学を認める

市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

8月16日(水)～31日(木)

- 16日 下総ふるさとふれあい納涼まつり
- 17日 折り鶴平和使節団広島訪問報告会
- 18日 共生社会ウィークオープニングイベント
千葉県市長会定例会
- 19日 共生社会ウィークメインイベント
- 21日 農政推進協議会
- 22日 中学生議会
- 23日 市制施行70周年記念事業実行委員会
成田山みたま祭り盆踊り大会
- 24日 シルバーいきいき作品展表彰式
- 28日 中学校全国・関東大会出場選手報告会
- 29日 首都圏中央連絡自動車道建設促進県会議総会・県民大会
総合計画審議会
- 30日 定例記者会見
- 31日 物流拠点整備に係る知事面談



競技用車いすを体験(19日)

令和6年度からこれらの制度の利用を希望する人は、11月30日(木)までに学務課(市役所5階)で手続きしてください。部活動を理由とした指定学校変更の希望は9月29日(金)までとなります。また、新小

学1年生は就学时健康診断の通知書を持参してください。
なお、成田中学校への部活動や通学距離を理由とする指定学校変更はできません。

※くわしくは学務課 ☎20・1581へ。

落ち着いた行動を

災害発生時の心得

職場や学校など、外出先にいる時に大規模な災害が発生すると公共交通機関を使って自宅に帰ることが難しくなります。また、多くの人が一斉に徒歩で帰宅を始める

と、火災や建物からの落下物などにより負傷する恐れがあり危険です。さらに、路上や駅周辺で大規模な交通渋滞が発生すると、優先されるべき救助・救急活動の妨げになります。

災害発生時は、むやみに移動せず、落ち着いて次のような行動を心掛けましょう。

今月の納期限

10月2日(月)

- ①国民健康保険税(第3期)
- ②後期高齢者医療保険料(第3期)
- ③介護保険料(第3期)

※くわしくは①納税課 ☎20-1519、②保険年金課 ☎20-1547、③介護保険課 ☎20-1545へ。

- 自分の身の安全を確保する
 - 職場や集客施設などの安全な場所を待機する
 - 災害用伝言サービスを使って家族の安否や自宅の無事を確認する
 - 交通情報や被害情報などを入手する
- 日頃から準備しておきましょう**
- 災害の発生を想定して、次のような備えをしておきましょう。
- 非常食・水・常備薬各3日分以上、懐中電灯、モバイルバッテリー、消毒液、体温計、歩きやすい靴などを備える
 - 徒歩で帰宅する場合の経路を確認しておく
 - 事前に家族などと安否確認の方法や集合場所を話し合っておく
 - 携帯ラジオや地図を持ち歩く
- ※くわしくは危機管理課 ☎20・1523へ。

思いやりを持った運転を

秋の全国交通安全運動

秋の全国交通安全運動が9月21日(木)～30日(土)に実施されます。

重点目標は次の通りです。
○子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保

○夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転の根絶

○自転車などに乗る際のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
一人一人が交通ルールを守り、思いやりのある運転を心掛けることが大切です。家族で交通安全について話し合ってみましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

適正な処理を

農業用廃プラスチック

市農業用廃プラスチック対策協議会では、農業用廃プラスチック類(農業用ビニール、ポリエチレン資材など)の適正な処理を推進するため、回収を行っています。回収・処理を希望する人は、事前に同協議会に登録してください。

また、搬入の際はルールを守り、劣化が著しい物については事前に農政課(☎20・1541)へ相談してください。

対象Ⅱ農業用塩化ビニールフィルム、農業用ポリエチレンフィルム、肥料袋、培土袋

育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは対象外です。産業廃棄物処理業者などに依頼してください。

※くわしくは農政課へ。

飲料用井戸水に

浄水器設置費補助金

市では、各世帯の飲料用井戸水から対象物質が基準値を超えて検出された場合、これらを除去するための浄水器を設置する世帯と浄水器設置から5年以上経過し、故障などで買い替える世帯に補助金を交付しています。

補助金の交付を受けるには、浄水器の購入・設置前に、申請の手続きと審査を受ける必要があります。なお、水道が整備されている地区の人は交付を受けられません。対象物質Ⅱ硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロエチレン(塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー)

補助額Ⅱ浄水器の購入・設置費用の2分の1(上限15万円。生活保護受給世帯などは30万円を上限に全額)

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

利用証を交付します

パーキング・パーミット制度

公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画の利用証を交付します。

対象Ⅱ障がいのある人、介護が必要な高齢者、難病患者、妊産婦、けが人など

必要書類Ⅱ障害者手帳などの確認書類、代理人の本人確認書類(代理人が申請する場合)

申請方法Ⅱ必要書類を持って、障がい者福祉課(市役所議会棟1階)、介護保険課(市役所議会棟1階)、健康増進課(保健福祉館内)、下総・大栄支所へ。郵送の場合は県ホームページ(https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshi-dou/machizukuri/chiba_par)

king.parmit.shinsei.html)にある申請書と必要書類のコピーを千葉県健康福祉指導課(〒260・8667 千葉市中央区市場町1-1)へ

障がいの種類などにより、交付基準や利用期間が異なります。交付を希望する場合は、事前に障がい者福祉課(☎20・1539)へ連絡してください。

※くわしくは同課へ。

桜田線と栗源線の一部が運休

千葉交通バス

10月1日(日)から千葉交通バスの桜田線(大栄支所～多古車庫間)と、栗源線(成田空港第2ターミナル～農園リゾートザファーム間)で土・日曜日、祝日の運行を次の通り運休します。

運休となる便

○桜田線：全ての便

○栗源線：ジェイフィルム発午前6時25分・午後6時35分の便、成田空港第2ターミナル発午後5時35分・7時35分の便

※くわしくは千葉交通(株)多古営業所(☎0479・76・3487)へ。

災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容＝防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語＝日本語、英語、韓国語、中国語(簡体字・繁体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法＝右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)でも確認できます。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス